

第 1 1 号議案

長岡京市公共交通基金条例の制定について

長岡京市公共交通基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

(提案理由)

地域公共交通の維持及び確保に必要な財源に充てることを目的とした新たな基金を設置するため、条例を制定する必要があるので提案する。

長岡市公共交通基金条例

(目的及び設置)

第1条 本市における地域公共交通の維持及び確保に必要な財源に充てるため、長岡市公共交通基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。